証券コード 4397 (発送日) 2025年11月12日 (電子提供措置開始日) 2025年11月7日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号株式会社チームスピリット 代表取締役CEO 道下和良

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://corp.teamspirit.com/ja-jp/ir/meeting (上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ内で「第29期定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「チームスピリット」又は「コード」に当社証券コード「4397」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月27日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.tosyodai54.net)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行 使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

1. 日 時 2025年11月28日(金曜日)午前10時 (受付開始:午前9時30分) 2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

イイノカンファレンスセンター(飯野ビルディング4階)Room B(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第29期 (2024年9月1日から2025年8月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第29期 (2024年9月1日から2025年8月31日まで) 計算書類報告 の件

決 議 事 項 第1号議案

資本金及び資本準備金の額の減少(減資)の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時 を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を 記載した書面をお送りいたします。

事前質問の受付についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様に向けて、下記の事前質問受付フォームにおきまして、 事前質問を承ります。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容で株主様お一人当たり3つまでに限らせていただきます。

株主の皆様のご関心が特に高いと判断した事項については、株主総会当日に一括してご説明をさせていただく予定ですが、すべてのご質問を取り上げることはいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

【受付方法】

下記の事前質問受付フォームより株主番号、お名前、ご質問内容をご記入ください。

事前質問受付フォームURL:	https://forms.office.com/r/Lp0rKrmur4
二次元バーコード	

【受付期間】

2025年11月20日(木)まで



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2025年11月28日 (金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対 する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月27日 (木曜日) 午後6時00分入力完了分まで



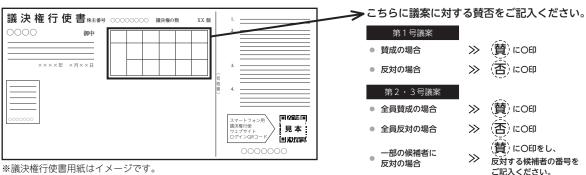
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ

行使期限

2025年11月27日 (木曜日) 午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱 いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとし てお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン かタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

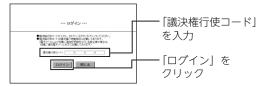
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.tosyodai54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポートダイヤル 電話: 0120-88-0768 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時~午後9時

事 業 報 告

(2024年9月1日から) (2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「働くを変え、チームの力を解き放つ」のミッションと、「チームの成功を支えるプラットフォームになる」のビジョンを掲げ、我が国の少子高齢化に伴う労働力の減少と需給ギャップの拡大という社会課題に向き合い、チーム力の最大化の観点から人的資本の生産性向上を実現するSaaS(注1)をTeam Success Platformとして提供しています。具体的には、勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の業務システムのクラウドサービス「TeamSpirit」(注2)等に加えて、AI議事録ソリューション「Synclog」や「TeamSpirit タレントマネジメント」等を提供しております。

当社グループが提供するサービス領域における短期的な事業環境といたしましては、フルリモートワークやハイブリッドワーク等の多様な働き方への対応が求められるようになったことで、高度な「勤怠管理」への需要は継続的に高い関心を集めております。また、最近では、労働時間の正確な把握だけでなく、仕事の見える化によるチームの活性化や非対面でのマネジメントの最適化を可能にする「工数管理」への需要も高まっています。

中長期的な事業環境といたしましては、人的資本経営に対する関心の高まりを背景に、多様で生産性の高い働き方の実現や、従業員エンゲージメントの向上に注力する企業がますます増加することが予想されます。また、特にエンタープライズ企業(注3)では、2000年頃に一斉導入されたERP並びに、それに付随したデータのエントリー機能を担う「勤怠管理システム」や「経費精算システム」といったERPのフロントウェアシステムのリプレイス需要が高まっています。従来、エンタープライズ企業では、これらのシステムは各社独自の仕様で構築されるケースが一般的でしたが、昨今は更新投資やシステム保守費をかけることなく最先端のサービスを利用することができるSaaSへの関心が高まっています。

このような事業環境の下で、当社グループは成長戦略として①エンタープライズセグメントでの成長加速、②ミッド・スモールセグメントでの成長維持、③新規領域の創出の3点に取り組んでおります。同時に成長性を最優先としながらも経営効率を高めるための施策に注力し、成長性と収益性の両立に取り組んでおります。

2025年8月期の経営成績は以下のとおりです。

ライセンスの受注状況に関して、エンタープライズ企業の新規受注や追加受注が成長を牽引したことで、当連結会計年度における契約ライセンス数の純増は118,170ライセンスとなり、累計の契約ライセンス数は663,689ライセンス(前連結会計年度末比21.7%増)となりました。これに伴い、ARR(注4)の純増は578百万円となり、累計では4,414百万円(同15.1%増)となりました。また、契約社数の増加は212社となり、累計で2,179社となりました。

当連結会計年度における売上高は4,922百万円(前連結会計年度比11.3%増)となりました。ライセンス売上高は4,021百万円(同12.1%増)、プロフェッショナルサービス売上高は導入プロジェクトの受注が引き続き堅調に積み上がったことで900百万円(同8.1%増)となりました。営業利益は、増収に加えてシンガポール子会社の事業縮小に伴う人件費及びその他の固定費の減少や、採用活動や広告宣伝等の費用対効果の薄い施策の見直しによる経営効率化により269百万円(前連結会計年度は営業損失87百万円)となり黒字転換を実現しました。また、繰延税金資産について、当期の業績及び将来計画などを勘案し、その回収可能性を慎重に検討した結果、過年度の評価性引当金の戻し入れを行い、当連結会計年度末において繰延税金資産693百万円を計上したことに伴い、前連結会計年度末からの増加額190百万円を法人税等調整額に計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、362百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失180百万円)となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一事業であるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

- (注1) SaaS:Software as a Serviceの略称で、サービスとしてのソフトウェアを指す。クラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネットを経由して利用できるサービス。
- (注2) TeamSpirit:大企業向けの「TeamSpirit Enterprise」及び、幅広い企業規模で利用可能な「TeamSpirit」の2つの製品で構成。

(注3)企業規模毎の定義は以下のとおり。

名称	定義
エンタープライズ企業	従業員が1,000名以上の企業
ミッド企業	従業員が200~999名の企業
スモール企業	従業員が199名以下の企業

(注4) ARR:Annual Recurring Revenueの略で、集計基準日時点の当社製品のライセンス 収入から得られる月間収益の合計を12倍したもの。

- ② 設備投資の状況 当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の額は0百万円であります。
- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社は、2024年12月2日にワークライフログ株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会 社としました。また、当社とワークライフログ株式会社は2025年2月28日に当社を存続会社 とする吸収合併を行っております。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	X	Ź	分	第 26 期 (2022年8月期)	第 27 期 (2023年8月期)	第 28 期 (2024年8月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2025年8月期)
売	上	高	(百万円)	3,261	3,809	4,421	4,922
経済	常利益又は経常損失	(△)	(百万円)	△126	△226	△89	277
親す親す	る当期純利益	帰 ヌ 帰 ス 属 は 属 人	(百万円)	△90	△189	△180	362
	朱当たり当期純利益 朱当たり当期純損失	É又は (△)	(円)	△5.55	△11.57	△10.96	22.01
総	資	産((百万円)	3,364	3,516	3,692	4,472
純	資	産((百万円)	1,534	1,392	1,229	1,623
1	株当たり純	資 産	(円)	94.25	84.86	74.74	97.88

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第 26 期 (2022年8月期)	第 27 期 (2023年8月期)	第 28 期 (2024年8月期)	第 29 期 (当事業年度) (2025年8月期)
売	上	高 (百万円)	3,261	3,809	4,421	4,922
経常	利益又は経常損失	(△) (百万円)	△143	△245	△141	298
	期に純利益り	又 は △) (百万円)	△106	△203	△126	382
	当たり当期純利益 当たり当期純損失	益又は (△) (円)	△6.58	△12.45	△7.69	23.22
総	資	産 (百万円)	3,283	3,400	3,510	4,462
純	資	産 (百万円)	1,481	1,317	1,206	1,618
1 h	朱当たり純	資 産 (円)	90.96	80.31	73.35	97.55

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TeamSpi	rit Singapore	Pte.Ltd.	シンガ	100 ポーノ	0,000 ルドル	100.0%	アジア・太平洋地域における TeamSpiritの開発・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが提供するサービスは、多様な働き方への対応やDXの推進による生産性の改善といった、「働くこと」を取り巻く企業の課題意識の高まりを背景に、今後もますますの需要増加が期待されます。当社グループの更なる成長を実現するため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) エンタープライズビジネスの成長加速

当社は、エンタープライズビジネスを成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に投資を行っております。当事業年度においても、従業員1,000名以上のエンタープライズ企業から複数の新規受注を獲得し、エンタープライズビジネスの拡大を進めております。この戦略を成功させることが、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると考えており、成長性と収益性のバランスを取りながら投資を行ってまいります。

② ミッド・スモール市場の成長維持

ミッド・スモール市場には多くの競合が存在しており、足もとの成長率はやや鈍化傾向にあります。運用利便性を向上させるUIの改善や継続的な機能強化及び新機能のリリースに加え、インサイドセールスやWebマーケティングの強化等、ミッド・スモール市場を成長させるために各種施策を推進してまいります。また、カスタマーサクセスの継続的な強化を行い、解約率の削減にも取り組んでおります。

③ 新規領域への事業拡大及びマルチプロダクト開発の加速

当社グループは、持続的な成長率を実現するために、積極的な新規事業・プロダクトの開発が不可欠であると考えております。既存事業の周辺領域における新サービスの開発にとどまらず、新たな領域への新規事業の開発を進めるマルチプロダクト戦略を行い、中長期的な成長加速のドライバーとしてまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

⑤ 中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出

当社グループは、ARR成長を最優先としながらも、収益性向上に向けた経営の効率性を高めることを重要戦略にしております。全社にわたって、投資対効果を見極めながら規律を持った投資を行っており、今後もARR成長に向けた投資は継続するものの、収益性向上に向けた経営効率性を高めるための取り組みを行ってまいります。長期的な目線として、ARR100億円と営業利益率20%を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容(2025年8月31日現在)

事	業	\boxtimes	分	事	業	内	容
	SaaS	事業		ビス「TeamSpirit		議事録ソリュー	システムのクラウドサー ・ション「Synclog」、

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年8月31日現在)

① 当社

② 子会計

TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール
-------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2025年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会	末比増減	
	20)7	(3) 名	5	名減	(1名増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
 - 2. 当連結会計年度において従業員数が5名減少しております。これは主に事業の拡大等により採用は増加したものの、シンガポール子会社の事業縮小により減少したものであります。
 - 3. 当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
	205	(3)	名	12名増(1名増)			36.4	歳					3.5年	F

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 - 2. 当事業年度において従業員数が12名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものであります。
- (8) 主要な借入先の状況 (2025年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2025年8月31日現在)

① 発行可能株式総数 55,280,000株

② 発行済株式の総数

16,509,500株(自己株式17,915株を含む。)

(注)当事業年度において当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対 して実施した譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度に伴う新株式発行により、57.900 株増加しております。

③ 株主数

5.843名

4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
荻島 浩司	4,873,400	29.6
Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合	1,532,800	9.3
INTERACTIVE BROKERS LLC	726,600	4.4
THE BANK OF NEW YORK 133595	474,300	2.9
MSIP CLIENT SECURITIES	333,100	2.0
株式会社SBI証券	332,534	2.0
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	216,700	1.3
上田八木短資株式会社	196,600	1.2
チームスピリット従業員持株会	185,600	1.1
有本 陽助	175,000	1.1

⁽注) 持株比率は自己株式(17.915株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2024年11月29日開催の第28期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度(譲渡制限付株式)を導入し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を従来の報酬等の限度額である年額200百万円(ただし、使用人分給与は含まない。)の枠内で、かつ、年額50百万円を限度に付与することを決議いただいております。なお、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に、譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数は80,000株を上限としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	57,900	1

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

				第 1 0 回 新 株 予 約 権				
発 行 決 議 日				2024年12月10日				
新 株	予約	権の	数	433個				
新株予約株式の	権 の 目 種 類	的 と な 及 び	普通株式 43,300株 (新株予約権1個につき100株)					
新株予	り 権 の	払 込 金	無償					
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額				新株予約権1個当たり35,600円 (1株当たり356円)				
権利行使期間				2027年1月7日から 2034年12月10日まで				
行 使	の	条	件	(注)				
役 員 の保 有 状 況		締 等委員及 締役を除り	役 ひ く)	新株予約権の数 433個 目的となる株式数 43,300株 保有者数 2名				

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- 1. 新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができることとします(1個未満の端数は切捨てます)。
 - i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、518円以上となった場合:割当を受けた新株予約権の25%まで(累積)
 - ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、690円以上となった場合:割 当を受けた新株予約権の50%まで(累積)
 - iii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、863円以上となった場合:割 当を受けた新株予約権の75%まで(累積)
 - iv.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、1,035円以上となった場合: 割当を受けた新株予約権の100%(累積)

ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値 (円単位未満切り上げ) とします。

- 2. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。
- 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。
- 5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認(当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合に限り、上記 1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

						第	1	1		新	株	予	約	権
発	発 行 決 議 日						20)24年	F12,F]10[3			
新 株	予	約	権	の	数				1	44個				
新株予約権の目的となる株式の種類及び数						(新村		10株式 10株式		1,40(つき)株 100	株)		
新株 予約権の払込金額					無償									
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額				新株予約権1個当たり35,600円 (1株当たり356円)										
権	钊 行	使	其	月	間	2027年1月7日から 2034年12月10日まで								
行	使	の	条		件					(注)				
役 員 保 有 划	の i 況 i		締 等 委 締 役 を		役 び)	新株子 目的る 保有る	こなる							144個 100株 1名

- (注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- 1. 新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができることとします(1個未満の端数は切捨てます)。
 - i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、1,380円以上となった場合:割当を受けた新株予約権の50%まで(累積)

ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、1,725円以上となった場合: 割当を受けた新株予約権の100%(累積)

ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値(円単位未満切り上げ)とします。

- 2. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。
- 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。
- 5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認(当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合に限り、上記 1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

	(2)	当事業年度中に職務執行の対価とし	て使用人等に対し	/交付し	た新株予約権の状況
--	-----	------------------	----------	------	-----------

				第 1 0 回 新 株 予 約 権					
発 行	決	議	\Box	2024年12月10日					
新株	多 約 村	権の	数	1,018個					
新株予約権の目的となる 普通株式 101,800株 株式の種類及び数 (新株予約権1個につき100株)									
新株予約	権の ៎	払 込 金	無償						
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額				新株予約権1個当たり35,600円 (1株当たり356円)					
権利	行 使	期	間	2027年1月7日から 2034年12月10日まで					
行 使	0	条	件	(注)					
使用人等の 交付状況 当社使用人			新株予約権の数 1,018個 目的となる株式数 101,800株 交付者数 35名						

- (注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- 1. 新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株 予約権を行使することができることとします(1個未満の端数は切捨てます)。
 - i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、518円以上となった場合:割当を受けた新株予約権の25%まで(累積)
 - ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、690円以上となった場合:割当を受けた新株予約権の50%まで(累積)
 - iii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、863円以上となった場合:割当を受けた新株予約権の75%まで(累積)
 - iv.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価(終値)が、1,035円以上となった場合: 割当を受けた新株予約権の100%(累積)

ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値(円単位未満切り上げ)とします。

調整後株価 = 調整前株価 × <u>り割 (又は併合)の比率</u> 一分割 (又は併合)の比率

2. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、権利行使時においても、割当時に当社の執行役員であった者は、当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員の地位、割当時に当社の従業員であった者は、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を原則として有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。

- 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。
- 5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認(当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合に限り、上記 1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2025年8月31日現在)

会社に	おける地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取 締 役	道下	和 良	CEO
取	締 役	原	勇 作	CPO
取	締 役	古市	克 典	株式会社Box Japan 代表取締役会長 ジェネロ株式会社 社外取締役 一般財団法人篠原欣子記念財団 副理事長
取 (監査	締 役 等 委 員)	田邉	美智子	note株式会社 監査等委員である取締役 イグニション・ポイント株式会社 社外監査役
取 (監査	締 役 等 委 員)	氏 家	優 太	青山綜合法律事務所 パートナー 株式会社イングリウッド 社外監査役
取 (監査	締 役 等 委 員)	桑園	寛之	日本ベンチャーキャピタル株式会社 取締役副社長執行 役員

- (注) 1. 取締役古市克典氏、監査等委員である取締役田邉美智子氏、氏家優太氏及び桑園寛之氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員である取締役田邉美智子氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である取締役氏家優太氏は、弁護士であり法律及び法務実務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 取締役古市克典氏、監査等委員である取締役田邉美智子氏、氏家優太氏及び桑園寛之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 - 5. 代表取締役道下和良氏は、2024年12月31日をもって、株式会社 GROWTH VERSEの社外取締役を 退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役(社外取締役を含む。)であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を客観的観点から議論し決定しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、監査等委員である取締役及び社外取締役並びに指名・報酬委員会の意見が反映されたものであることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.決定方針の内容概要

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、業績、経済情勢や他社水準 等を総合的に勘案し、当社グループの企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持 し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの 意欲を引き出すにふさわしい報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を 踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬(金銭報 酬)及び業績連動報酬(金銭報酬)並びに非金銭報酬により構成しております。ただし、社 外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみとして おります。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

b.基本報酬に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

c.業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の業績連動報酬等については、年次の金銭報酬とし、その算定式及び基準となる達成指標が当社事業の成長性を表すものとなるよう設計し決定しております。業績連動報酬等の内容並びに支給の時期及び条件は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して決定しております。

d.非金銭報酬に関する方針

当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬等として、中長期のインセンティブ報酬として株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の上限額の範囲内で株式報酬として承認を得た報酬上限額の範囲内において株式又は新株予約権を付与する場合があります。個人別の付与数及び額、並びに支給の時期及び条件は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して決定しております。

e.報酬等の割合に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

f.取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する方針

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容は、監査等委員を 含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締 役会の過半数は社外取締役で構成されております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

			報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			
	分	(名)	百万円)	基本報酬	業績連動 報 酬	非金銭 報酬	
取締役(監査 る取締役を (うち社外	i等委員であ ∶除く。) ト取締役)	4 (1)	119 (7)	61 (7)	27 (-)	30 (-)	
監査等委員で (うち社外		3 (3)	20 (20)	20 (20)	(-)	_ (-)	
合 (うち社外	計	7 (4)	140 (27)	81 (27)	27 (-)	30 (-)	

- (注) 1. 上記には、2024年11月29日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と決議いただいております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち、社外取締役は1名)です。
 - 3. 2024年11月29日開催の第28期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度(譲渡制限付株式及びストック・オプション)を導入し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を従来の報酬等の限度額である年額200百万円(ただし、使用人分給与は含まない。)の枠内で、かつ、年額50百万円を限度に、同様に、新株予約権の公正価額として従来の報酬等の限度額である年額200百万円(ただし、使用人分給与は含まない。)の枠内で、かつ、年額50百万円を限度に、それぞれ付与することを決議いただいております。なお、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に、譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数は80,000株を上限とし、同様にストック・オプションとして発行する新株予約権の上限は800個としております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名です。
 - 4. 監査等委員である取締役の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、定額での基本報酬のみで構成しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。

5. 社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬(金銭報酬)を導入しております。2025年8月期における年次業績連動報酬の支給額は、連結売上高と連結営業利益の達成率に応じて支給率を算定しております。なお、当該業績指標を選定した理由は当社事業の成長性と収益性を表す数値として適切と考えているためです。

算定式:役位別の基準額×(連結売上高基準による支給率×ウェイト+連結営業利益基準による支給率×ウェイト)※千円未満切り捨て

基準となる達成指標	目標額	達成率の上限	実績額	達成率	支給率
連結売上高	5,000百万円	120%	4,922百万円	98%	98%
連結営業利益	315百万円	200%	329百万円	104%	104%

(注) 連結営業利益の目標額は、社内目標に対して役員及び従業員に対する業績連動報酬の額の控 除前とする。

(連結売上高基準による支給率)

達成率	支給率
120%以上	120%
80%以上~120%未満	達成率と同率
80%未満	0%

(連結営業利益基準による支給率)

達成率	支給率
200%以上	200%
60%以上~200%未満	達成率と同率
40%以上~60%未満	達成率×0.75
20%以上~40%未満	達成率×0.5
20%未満	達成率×0.25

6. 各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額、業績連動報酬の算定式及びその基準となる達成指標並びに非金銭報酬の額は、監査等委員を含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締役会の過半数は社外取締役で構成されております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役の古市克典氏は、株式会社Box Japanの代表取締役会長を兼任しております。同社と当社は代理店を通じてBoxサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。なお、ジェネロ株式会社の社外取締役と一般財団法人篠原欣子記念財団の副理事長を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役の田邉美智子氏は、note株式会社の監査等委員である取締役を兼任しております。同社と当社は同社の提供するサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。その他、同氏は、イグニション・ポイント株式会社の社外監査役を兼任しております。イグニション・ポイント株式会社と当社はTeamSpiritサービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少(当社の売上高に占める比率は1%未満)であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
- ・監査等委員である取締役の氏家優太氏は、青山綜合法律事務所のパートナーと株式会社イン グリウッドの社外監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はあ りません。
- ・監査等委員である取締役の桑園寛之氏は、日本ベンチャーキャピタル株式会社の取締役副社 長執行役員を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役 古市 克典	取締役会 (13回開催中すべてに出席)	出席した取締役会において、多く の会社役員としての経験及び幅広 い見識に基づき、経営全般の観点 から幅広い助言・提言を積極的に 行い、取締役の業務執行を監督し ております。
取締役 田邉 美智子 (監査等委員)	取締役会 (13回開催中すべてに出席) 監査等委員会 (14回開催中すべてに出席)	出席した取締役会及び監査等委員 会において、公認会計士としての 専門的見地から、取締役会の決定 の適正性を確保するための助言・ 提言を行い、必要な監査手続を通 じて取締役の業務執行を監査・監 督しております。
取締役 氏家優太(監査等委員)	取締役会 (13回開催中すべてに出席) 監査等委員会 (14回開催中すべてに出席)	出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。
取締役桑園寛之(監査等委員)	取締役会 (13回開催中すべてに出席) 監査等委員会 (14回開催中すべてに出席)	出席した取締役会及び監査等委員会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				312	万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				312	5万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務 の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた 職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
 - b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査等委員会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
 - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役とするコンプライアンス委員会 を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識 を涵養する活動を推進しております。
 - d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外の組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社内外の通報窓□につながる「ホットライン」制度を設けております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響(損失)を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとします。
 - b. リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各統括本部長より取締役及び監査等委員である取締役に対して報告を行うものとします。
 - c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとします。
 - d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するもの とします。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
 - b. 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
 - c. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレート統括本部が統括します。
 - b. 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
 - c. 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査等委員会と連携します。
- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
 - b. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制 その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
 - a. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
 - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、業務及び 業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報 状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が 適切に行えるよう協力します。
 - c. 監査等委員である取締役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役は、社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとします。
 - b. 監査等委員である取締役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
 - c. 監査等委員である取締役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識 の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する 権利を有するものとします。
 - d. 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合 には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保する ための体制

当事業年度において取締役会は19回(会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議6回を含む。) 開催され、取締役及び監査等委員である取締役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役2名、社外取締役4名の6名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び 監査等委員である取締役に報告(12回)いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反 その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入して おります。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリン グすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査等委員である取締役の監査体制

監査等委員会を14回開催したほか、監査等委員である取締役は監査等委員会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。これまで通り一層の事業拡大を目指すことが株主への最大の利益還元に繋がるとの考えから、成長投資に必要な内部留保の確保を優先する方針に変更はありませんが、ARRの堅調な成長、安定した財務基盤、今後の事業展開等を慎重に見極めながら、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを重視した資本政策の検討を行っていく方針です。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を 行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づ き、剰余金の配当等は取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
 流 動 資 産	3,676,953	流 動 負 債	2,848,914
 現金及び預金	2,942,807	買掛金	12,895
		未払法人税等	119,016
売掛金及び契約資産	119,585	未 払 費 用	233,495
前渡金	455,501	繰 延 収 益	2,025,897
そ の 他	159,705	賞 与 引 当 金	152,810
貸 倒 引 当 金	△646	株主優待引当金	18,483
 固 定 資 産	795,883	そ の 他	286,315
	9,036	負 債 合 計	2,848,914
		(純 資 産 の 部)	
建物附属設備	2,089	株 主 資 本	1,592,560
そ の 他	6,947	資 本 金	850,812
無形固定資産	45,336	資本 剰余金	840,812
o h h	39,840	利 益 剰 余 金	△98,555
その他	5,496	自 己 株 式	△509
		その他の包括利益累計額	21,566
投資その他の資産	741,510	為 替 換 算 調 整 勘 定	21,566
繰 延 税 金 資 産	693,358	新株予約権	9,796
そ の 他	48,151	純 資 産 合 計	1,623,923
資 産 合 計	4,472,837	負 債 純 資 産 合 計	4,472,837

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年9月1日から) (2025年8月31日まで)

(単位:千円)

	科	-										金	額
売					上					高			4,922,684
売			上			原	亰			価			2,938,237
売		上	上 総				利			益			1,984,447
販	売	費	及	<i>Q</i> ;	_	舟	艾	管	理	費			1,714,615
営			業			禾	利			益			269,831
営		業	美 外				収			益			
	受			取			利				息	3,686	
	補		助		金	<u>></u>		収			入	225	
	事	業再	編	費	用	引	当	金	戻	入	益	3,813	
	そ				σ)					他	3,799	11,524
営		業外					費	費用					
	支			払			利				息	230	
	為	替				差			損		1,375		
	株	式 交			Σ	付				費	1,582		
	そ				σ)					他	298	3,487
経		常 利							益				277,869
税	金	等	調	整	前	当	期		屯	利	益		277,869
	法	人 税	`	住	民	税	及	Ω,	事	業	税	105,940	
	法	人		税	=	Ē	調		整		額	△190,730	△84,789
当		期			純		利	-		益			362,659
親	会社	土株主	注 に	帰	属す	† る	当	期	純和	山 益			362,659

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から) (2025年8月31日まで)

(単位:千円)

		株	主資本		その他の包括利益 累 計 額			ct ee e	
	資本金	資 本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資 本合計	為替換 算調整 勘定	その他の包 括利益累計 額 合 計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	840,824	830,824	△461,214	△509	1,209,925	19,113	19,113	_	1,229,039
当連結会計年度変動額									
新 株 の 発 行	9,987	9,987			19,975				19,975
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			362,659		362,659				362,659
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)						2,452	2,452	9,796	12,248
当連結会計年度変動額合計	9,987	9,987	362,659	_	382,634	2,452	2,452	9,796	394,883
当連結会計年度末残高	850,812	840,812	△98,555	△509	1,592,560	21,566	21,566	9,796	1,623,923

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・主要な連結子会社の名称 TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.

- ② 非連結子会社の有無 なし
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計期間において、全株式を取得したワークライフログ株式会社を連結の範囲に含めておりましたが、2025年2月28日付で当社を存続会社、ワークライフログ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、海外子会社及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年~15年

その他 4年~15年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (3年) に基づいております。

② 重要な引当金の計 ト基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案

し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担す

べき額を計上しております。

ハ、株主優待引当金 株主優待制度に係る支出に備えるため翌連結会計年度以降に発生すると

見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

③ 収益の計 ト基準

当社グループは、勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「TeamSpirit」を提供しております。

顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアサポートとスポットサポートにより構成されております。

イ. ライセンス売上高

ライセンス売上高は「TeamSpirit」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

ロ. プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」 勘定に計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 693,358千円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、各連結会計年度末時点のARRとしております。ARRとは、集計基準日時点の「TeamSpirit」(関連製品を含む)のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したものです。将来の事業計画の策定においては、ARRの成長率について一定の仮定に基づき見積もりを行っています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各連結会計年度末時点のARRが、経済状況や経営環境の変化の影響により当初計画を下回った場合には、課税所得の見積りが変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(のれんの評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額のれん 39.840千円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法

主力事業の提供付加価値向上を目的に、ワークライフログ株式会社を取得した際に生じたものであり、取得時の将来事業計画に基づき算定された超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額を計上しております。

② 主要な仮定

のれんの評価は、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存することとなり、主要な仮定は、各連結会計年度末時点のARRとしております。ARRとは、集計基準日時点のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したものです。将来の事業計画の策定においては、ARRの成長率について一定の仮定に基づき見積もりを行っています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。会計上の見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。なお、減損判定にあたっては、資産グルーピングは全社を一体として扱っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

11.042千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普诵株式

16.509.500株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普诵株式

17.915株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普诵株式

4.800株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税 等は、1年以内の支払期日であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。
 - 口. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性 を維持することにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」は現金であること、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、また「敷金」は重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(注)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,942,807	_	_	_
売掛金	119,585	_	_	_

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額(千円)
ライセンス売上高	4,021,971
プロフェッショナルサービス売上高	900,713
顧客との契約から生じる収益	4,922,684
その他の収益	_
外部顧客への売上高	4,922,684

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5)会計方針に関する事項③収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高(千円)	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	46,698	119,585
契約負債	1,764,085	2,025,897

- (注) 1. 契約負債である繰延収益は、顧客から契約期間分の対価を一括で受領することによる契約負債で、契約期間にわたって売上高に振替がなされます。なお、当連結会計年度の期首時点での契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。また、当連結会計年度中における契約負債の増減は主にライセンス数の純増による増加額が、収益の認識による減少額を上回ったことによるものです。
 - 2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

97円88銭

(2) 1株当たり当期純利益

22円01銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
 流 動 資 産	3,667,301	流動負債	2,844,426
 現 金 及 び 預 金	2,934,025	買掛金	12,895
		未払金	153,967
売掛金及び契約資産	119,585	未払法人税等	118,222
前渡金	455,501	未 払 費 用	225,974
前 払 費 用	152,758	繰 延 収 益	2,025,897
そ の 他	6,075	預り金	65,472
 貸 倒 引 当 金	△646	賞 与 引 当 金	152,810
		株主優待引当金	18,483
固定資産	795,684	そ の 他	70,702
有 形 固 定 資 産	9,036	負 債 合 計	2,844,426
建物附属設備	2,089	(純 資 産 の 部)	
 工具、器具及び備品	6,947	株 主 資 本	1,608,762
無形固定資産	45,336	資 本 金	850,812
		資本剰余金	840,812
$\int \int $	39,840	資本準備金	840,812
ソフトウェア	5,496	利 益 剰 余 金	△82,352
投資その他の資産	741,310	その他利益剰余金	△82,352
 関係会社株式	0	繰越利益剰余金	△82,352
		自己株式	△509
操 延 税 金 資 産	693,358	新 株 予 約 権	9,796
敷金及び保証金	47,952	純 資 産 合 計	1,618,559
資 産 合 計	4,462,985	負 債 純 資 産 合 計	4,462,985

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年9月1日から) (2025年8月31日まで)

(単位:千円)

	科			E		金	額
売			上		高		4,922,684
売		上		原	価		2,956,292
売		上	総	利	益		1,966,391
販	売	費及	ひ, —	般 管 理	費		1,706,703
営		業		利	益		259,688
営		業	外	収	益		
	受		取	利	息	3,911	
	業	務	受	託 収	入	3,832	
	貸	倒 5	出 当	金 戻 /	入額	30,231	
	そ		\mathcal{O}		他	3,799	41,775
営		業	外	費	用		
	支		払	利	息	230	
	為		替	差	損	887	
	株	式	交	付	費	1,582	
	そ		\mathcal{O}		他	298	2,999
経		常		利	益		298,464
税	引	前	当 期	純 利	益		298,464
	法	人税、	住民私	兑及び事	業税	106,579	
	法	人	税 等	調整	활 額	△190,730	△84,150
当		期	純	利	益		382,615

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から) (2025年8月31日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本				
		資本乗	9余金	利益剰	制余金				
	資本金		ターシーへ	その他利益 剰余金	지상되스스	自己株式	株主資本	新株予約権	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 計	操越利益剰余金	利益剰余金合計		合 計		
当 期 首 残 高	840,824	830,824	830,824	△464,968	△464,968	△509	1,206,171	_	1,206,171
当 期 変 動 額									
新株の発行	9,987	9,987	9,987				19,975		19,975
当期純利益				382,615	382,615		382,615		382,615
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)								9,796	9,796
当期変動額合計	9,987	9,987	9,987	382,615	382,615	_	402,590	9,796	412,387
当 期 末 残 高	850,812	840,812	840,812	△82,352	△82,352	△509	1,608,762	9,796	1,618,559

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法 を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年~15年 工具、器具及び備品 4年~15年

口.無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、

回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しておりま

す。

③ 株主優待引当金 株主優待制度に係る支出に備えるため翌事業年度以降に発生すると見込ま

れる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社グループは勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「TeamSpirit」を提供しております。

顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアサポートとスポットサポートにより構成されております。

① ライセンス売上高

ライセンス売上高は「TeamSpirit」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

② プロフェッショナルサービス売 L高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」 勘定に計上しております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しており ます。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 693,358千円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報 連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

(のれんの評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額のれん 39.840千円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報 連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

11,042千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 251千円 短期金銭債務 4.961千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 101,690千円 販売費及び一般管理費 20,705千円 営業取引以外の取引高 3,832千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 17,915株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税11,311千円ソフトウエア605,152千円賞与引当金46,790千円その他32,806千円繰延税金資産小計696,061千円評価性引当額△2,702円繰延税金資産合計693,358千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この結果、繰延税金資産の金額が11百万円増加し、法人税等調整額が11万円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会計等

_		<u> </u>								
	種	類	会社等の名称	議決権 (被所	等の所有 有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	連 子	結会 社	TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	所有 直接	100.0%	管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託 (注)	3,832	流動資産 の 他	251

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託の取引条件は、業務内容を勘案して両社協議のうえで決定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類における収益認識に関する注記と同様のため記載を省略しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

97円55銭

23円22銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社チームスピリット 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

本 多

茂幸

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

西 🗆

昌 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関す る指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社チームスピリット 取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多 茂幸業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 🗆 昌 宏業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2024年9月1日から2025年8月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から その職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会 社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を 受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

株式会社チームスピリット 監査等委員会 監査等委員 田 邉 美 智 子 印

監査等委員 氏 家 優太 印

監査等委員 桑 園 寛 之 印

(注) 監査等委員田邉美智子、氏家優太及び桑園寛之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に 規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少(減資)の件

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えを行います。なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に増減はありません。また、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じることはありません。

(1)減少する資本金の額

資本金の額850,812,350円のうち350,812,350円を減少、その他資本剰余金に振り替え、資本金の額を500,000,000円とします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額840,812,350円のうち340,812,350円を減少、その他資本剰余金に振り替え、資本準備金の額を500,000,000円とします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2026年1月6日を予定しております。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(2名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して監査等委員会は、取締役会の監督と執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氐 " 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	道 下 和 良 (1974年4月18日) 再 任	1997年 4 月 日本オラクル株式会社 入社 2013年 8 月 株式会社セールスフォース・ドットコム (現株式会社セールスフォース・ジャパン) 入社執行役員 2016年 8 月 同社 常務執行役員 2019年 6 月 WalkMe株式会社 代表取締役社長 2022年 7 月 LINE株式会社 (現LINEヤフー株式会社)	115,815 株
	験を有し、当社事業と関 経営の指揮を執った経り 問に就任し営業面でのプ		締役社長として ■12月に当社顧 として当社の成

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数		
2	管 市 党 與 (1961年5月11日) 再 任 社 外	1985年 4 月 日本電信電話株式会社 入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年 7 月 Level 3 Communications Japan 入社 2003年 3 月 PRTM Management Consulting(現PwC コンサルティング合同会社) 入社 2007年 4 月 同社 パートナー 2008年 6 月 日本ベリサイン株式会社(現デジサート・ジャパン合同会社) 執行役員社長 2009年 3 月 同社 代表取締役社長 2013年 8 月 株式会社Box Japan 代表取締役社長 2018年11月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 6 月 株式会社寺岡製作所 社外取締役 2024年 2月 株式会社Box Japan 代表取締役会長 (現任) 2024年 12月 ジェネロ株式会社 社外取締役 (現任) 2025年 6月 一般財団法人篠原欣子記念財団 副理事長 (現任)	200 株		
	(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割) 古市克典氏は、多くの会社役員の経験を有しており、2018年に当社の社外取締役に就任して以来、幅広い知見に基づく有用な助言・提案等により、当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末 (2025年8月31日) 現在の株式数を記載しております。
 - 3. 古市克典氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 古市克典氏は、現在当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年となります。
 - 5. 当社は、古市克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 6. 当社は、古市克典氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役田邉美智子氏及び氏家優太氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了 となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	、	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数			
1	曲 變 美 魯 字 (1978年2月21日) 再 任 社 外	2003年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所2008年3月 公認会計士登録2019年2月 toBeマーケティング株式会社 監査役2019年3月 株式会社フォーデジット 監査役2020年2月 株式会社ピースオブケイク (現 note株式会社) 監査等委員である取締役 (現任)2021年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任)2024年3月 イグニション・ポイント株式会社 監査役 (現任)	- 株			
	(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割) 田邉美智子氏は、公認会計士であり会計・財務の分野における豊富な経験と専門的知見から、当社 経営に対して有用な監督及び助言・提案等により当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展 への貢献が期待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。					

候補者 番号	、	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数			
2	氏 家 優 太 (1983年7月24日) 再 任 社 外	2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2013年 4月 グリー株式会社 出向 2014年 6月 同社より帰任 2015年 9月 長島・大野・常松法律事務所 退所 2015年 9月 青山綜合法律事務所 入所 2017年 4月 同事務所 パートナー (現任) 2019年 9月 株式会社イングリウッド 監査役 (現任) 2021年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任)	- 株			
	(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割) 氏家優太氏は、弁護士であり法律の分野における豊富な経験と専門的知見から、当社経営に対して 有用な監督及び助言・提案等により当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期 待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。					

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末 (2025年8月31日) 現在の株式数を記載しております。
 - 3. 各候補者は、社外取締役候補者であります。当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として届け出ております。なお、各候補者は、現在当社の社外取締役であ りますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となりま す。
 - 4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。候補者の選任が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場: 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

イイノカンファレンスセンター (飯野ビルディング4階) Room B

TEL 03-3506-3251



交通 東京メトロ 千代田線・日比谷線 霞ケ関駅下車 C4出口直結・C3出口徒歩約1分

東京メトロ 丸ノ内線 霞ケ関駅下車 B2出口徒歩約5分

東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅下車 9番・1番出口徒歩約3分

都営地下鉄 三田線 内幸町駅下車 A6出口直結徒歩約3分・A7出口徒歩約3分

